



## 令和7年申請手続きからの変更点について



養蜂振興法に係る局長通知の改正(R5.11.30)により、業として飼育を行う者の範囲が変更されます。

今回の改正により、住所地以外の場所で蜂蜜などを譲渡することを目的として蜜蜂を飼育される方の他、譲渡目的外でも一定群数以上飼育される方については、事前に転飼許可申請が必要となります。

山口県では、「一定群数」を6群以上とし、住所地以外で6群以上飼育されている方も転飼許可申請の対象となりますので、対象となる方は必ず申請をお願いします。